

計量法関係手数料 【定期検査】、【計量証明検査（質量計）】	金額 (R8.4.1施行) (円)
1. 非自動はかり	
イ. 検出部が電気式のもの又は光電式のものであってひょう量が1 t 以下のもの	
ひょう量が100 kg 以下のもの	1,540
ひょう量が250 kg 以下のもの	1,980
ひょう量が500 kg 以下のもの	2,420
ひょう量が500 kg を超えるもの	3,410
ロ. 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	270
ハ. イ又はロに掲げるもの以外のもの	
ひょう量が100 kg 以下のもの	550
ひょう量が250 kg 以下のもの	990
ひょう量が500 kg 以下のもの	1,650
ひょう量が1 t 以下もの	2,310
ひょう量が2 t 以下のもの	4,440
ひょう量が5 t 以下のもの	7,980
ひょう量が10 t 以下のもの	12,400
ひょう量が20 t 以下のもの	17,700
ひょう量が30 t 以下のもの	22,400
ひょう量が40 t 以下のもの	25,400
ひょう量が50 t 以下のもの	35,400
ひょう量が50 t を超えるもの	60,700
最小目量又は表記された感量がひょう量の一万分の一未満のものにあっては、イからハまでに掲げる金額の二倍の額とする。	
2. 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	10